

1 月 度 郡 市 区 等 医 師 会 長 協 議 会

(令和 4.1.28 <金> 午後 2 時)

1. 開 会

2. 会 長 挨拶

3. 連 絡 事 項

- (1) 診療報酬明細書等の交換廃止の件 (阪本理事)
資料 1
- (2) 令和4年度特定健診・特定保健指導集合契約にかかる受託業務内容確認調査の件
資料 2 A, B (宮川理事)
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策の件 (宮川理事)
資料 3 A, B, C
- (4) 令和4年度医療機関ならびに勤務医医師賠償責任保険団体契約更新の件
資料 別封 (笠原理事)
- (5) 大阪市立の高等学校の大阪府へ移管する件 (森口理事)
資料 4 A, B, C, D
- (6) 産休・育休中の代替医師を確保するための運用システム(ハートドクター・サポーター制度 in 大阪)に関する件 (星賀理事)
資料 5
- (7) 「第31回日本医学会総会2023東京」に関する件 (星賀理事)
資料 別冊(リーフレット・チラシ)
- (8) 2月度行事・会合日程の件 (阪本理事)
資料 6

4. 協 議

5. 閉 会

※会長協議会終了後、令和3年度「人権研修会」(30分程度)を開催いたします。

<令和3年度「人権研修会」>

テーマ：『職場におけるパワーハラスメントについて
～2022年4月から施行！改正労施策総合推進法
通称「パワハラ防止法について」～』

講 師：本会顧問・真田 直和 社会保険労務士(真田直和社会保険労務士事務所)

新型コロナウイルス変異株への対応に関する Q&A

- Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。 12
- Q2. I. 2. の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。 12
- Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。 12
- Q4. 保健所から自宅待機等をお願いした B. 1. 1. 529 系統 (オミクロン株) 疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。 12
- Q5. 入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。 12
- Q6. オミクロンの患者と航空機の同乗者であって、療養施設への入所に同意した場合に、疑似症患者とされることとなっているが、発生届の提出及びハース入力が必要か。 13
- Q7. 重症例の報告について、保健所の業務がひっ迫しており、HER-SYS 入力が間に合わない。報告すべき情報をエクセルに記載して報告することで代替してもよいか。 13
- Q8. L452R 変異株 PCR 検査で判定不能の場合で、オミクロン株が疑われる事例とはどのような場合か。 13
- Q9. 変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。 13
- Q10. L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その CT 値にかかわらずゲノム解析を行うのか。 13
- Q12. I. 1. ①及び②の方について、ゲノム解析の結果が出るまでに、3 の退院基準を満たした場合、退院してもよいか。 14
- Q13. (過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のない) 検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性 (CT 値 30 未満) である者について、L452R 陽性で、ゲノム解析の結果が出るまで時間がかかる場合もしくはゲノム解析が解析不能であった場合は、通常の対応でいいのか。 .. 14
- Q14. 検疫において検査陽性となった者について、オミクロン株であるか否かが判明するまでの流れはどうなるのか。 14
- Q15. オミクロン株の陽性者の濃厚接触者として健康フォローアップ期間中にコロナ陽性となり、ゲノム解析の結果デルタ株でした。どのように対応すればよいのでしょうか。 14
- Q16. オミクロン株の濃厚接触者として宿泊療養等を要請している者について、入学試験を受験する場合の外出を認めてもよいか。 15
- Q17. 入院中のオミクロン株患者について、重症化の恐れが低くなった場合等に、宿泊療養や自宅療養に移行してもよいか。 15
- Q18. 有症状の患者自らが実施した抗原定性検査キットの結果に基づき、医師が遠隔診療等で確定診断を行い、感染症法に基づく届出を行うこととして良いか。 15
- Q19. オミクロン株が市中感染の状況となり、患者数が急増のため保健所業務がひっ迫し、濃厚接触者の把握によるクラスターの連鎖を防ぐことが困難な状況下にある。例えば、地域の感染状況に応じて、同居家族の把握や、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い人 (高齢者、基

- 礎疾患を有する者、特にワクチン未接種者)の中で濃厚接触者に該当する人がいないかを優先して把握を行うなど柔軟な対応で差し支えないか。 16
- Q20. 令和4年1月14日の改正による濃厚接触者の待機期間の見直し(14日から10日への短縮等)やワクチン未接種者に係る退院・療養基準の見直しについて、令和4年1月14日時点で濃厚接触者や入院・療養中である者に適用することは可能か。 16
- Q21. ゲノム解析の結果デルタ株であることが確定した者、L452R 変異株 PCR 陽性である者の濃厚接触者、デルタ株であると疑うに足りる正当な理由のある濃厚接触者については、引き続き14日間の待機を求めることとしてよいか。 16
- Q22. オミクロン株の濃厚接触者について、社会機能維持者として、陽性者との接触等から10日を待たずに検査が陰性であった場合に待機を解除する場合には、健康観察は待機の解除とともに終了してよいか。 17
- Q23. 「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(令和3年8月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)と、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)4の<濃厚接触者の取扱い>の関係如何。医療従事者である濃厚接触者については、両事務連絡の適用が可能となるのか。 17
- Q24. 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)4の<濃厚接触者の取扱い>における自費検査の費用について、地方創生臨時交付金の対象となるか。 17

Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。

他国において、検疫施設における感染伝播が疑われる事案が発生していることから、宿泊療養施設に滞在させる場合、B.1.1.529 系統（オミクロン株）以外の新型コロナウイルスの宿泊療養者と厳格な時間的・空間的な分離が必要となります。例えば、B.1.1.529 系統（オミクロン株）以外の宿泊療養者との階を分ける、それが難しい場合、他の変異株の宿泊療養者が食事やゴミ出し等で個室のドアを開ける時間帯を変えるなど、運用面で配慮する必要があります。

Q2. I. 2. の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。

当該濃厚接触者については、「航空機内における B.1.1.529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者に関する宿泊施設への滞在について」（令和3年12月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でお示ししたとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による新型コロナウイルス感染症対策事業の補助対象とすることが可能です。なお、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）2. ②の対応に基づき自宅等で滞在する場合には、デルタ株等の従来の濃厚接触者への対応と同様、補助対象とならないことにご留意ください。

Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。

検査方法については PCR 検査又は抗原定量検査による方法が考えられます。また、費用については行政検査として取扱うことが可能です。

Q4. 保健所から自宅待機等をお願いした B.1.1.529 系統（オミクロン株）疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。

下記 URL の通知・事務連絡のとおり、行方不明届けを出す場合についての留意事項をお示ししておりますので、これらを参考に、管轄の警察署と相談しつつ届出ていただくようお願いいたします。

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/fumei/koronayukuefumei0722.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000651755.pdf>

Q5. 入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。

お尋ねのような場合には、自治体において氏名・居住地を公表することは、感染拡大防止に資するものではなく、著しく個人情報保護を損なうものであるため、控えていただくべきであると考えます。

Q6. オミクロンの患者と航空機と同乗者であって、療養施設への入所に同意した場合に、疑似症患者とされることとなっているが、発生届の提出及びハース入力が必要か。

発生届の提出は不要です。HER-SYS 入力については、法第 15 条に基づく積極的疫学調査の結果及び、健康フォローアップ中の健康観察に係る項目の入力をお願いします。

Q7. 重症例の報告について、保健所の業務がひっ迫しており、HER-SYS 入力が間に合わない。報告すべき情報をエクセルに記載して報告することで代替してもよいか。

やむを得ない場合は代替しても構いません。その場合、指定の別紙の Excel 様式に記載してご報告ください。その場合、別紙の Excel ファイルの様式 2 のタブに情報を記載してご報告ください。

Q8. L452R 変異株 PCR 検査で判定不能の場合で、オミクロン株が疑われる事例とはどのような場合か。

同居家族等でオミクロン株陽性が確定した患者がいる場合など、明らかな疫学的リンクがある場合には、オミクロン株が疑われる事例と考えられます。

Q9. 変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。

国立感染症研究所の初期の評価に基づき、まずは L452R 変異株 PCR 検査の陰性を確認することにより、オミクロン株の可能性を探知することをお願いしているところですが、国立感染症研究所の新たな評価によると、N501Y 変異株 PCR 検査の陽性を確認することでも、オミクロン株の可能性を探知できることが確認されました。このため、N501Y 変異株 PCR 検査で代用することもできますが、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値 (Ct 値) の結果のみをもって判断するのではなく、501Y (N501Y 変異陽性) の蛍光増殖曲線を目視で確認する必要があることに留意が必要です。詳細は、「SARS-CoV-2 の変異株 B. 1. 1. 529 系統 (オミクロン株) について (第 3 報)」の「国内におけるスクリーニング検査法」を確認してください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2551-cepr/10817-cepr-b11529-3.html>
なお、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値 (Ct 値) の確認に加え、501Y の蛍光増殖曲線を目視での確認結果を踏まえ、HER-SYS の変異株 PCR 検査結果の項目の N501Y 変異株 PCR の入力欄に結果を入力してください。

Q10. L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その Ct 値にかかわらずゲノム解析を行うのか。

Ct 値にかかわらずゲノム解析の実施をお願いいたします。

Q12. I. 1. ①及び②の方について、ゲノム解析の結果が出るまでに、3の退院基準を満たした場合、退院してもよいか。

貴見のとおりです。

Q13. (過去14日以内に海外への滞在歴または渡航歴のない) 検査陽性者であって、L452R変異株PCR検査が陽性(CT値30未満)である者について、L452R陽性で、ゲノム解析の結果が出るまで時間がかかる場合もしくはゲノム解析が解析不能であった場合は、通常に対応でいいのか。

貴見のとおりです。

Q14. 検疫において検査陽性となった者について、オミクロン株であるか否かが判明するまでの流れはどうなるのか。

検疫又は検疫所長が指定する施設において、新型コロナウイルス感染症の検査陽性となった者(以下「陽性者」という。)については、諸外国では既にオミクロン株への置き換えが進んでいることから、ゲノム解析によってオミクロン株でないことが確認されるまではオミクロン株とみなすこととしており、関係する自治体に対して、入国時検査で新型コロナウイルス感染症陽性となった方が搭乗していた航空機において、陽性者以外の者であって、陽性者の座席の前後2列を含む5列以内の列に座っていた者の情報を機内濃厚接触候補者として共有いたします。これを受けて、これを受けて、その後の対応をしてください。また、検査陽性者の家族・同行者の有無も確認した上で、濃厚接触者の範囲を確定し、該当する濃厚接触者に対する必要な対応を実施してください。

宿泊療養を実施する場合、陽性者については、ゲノム解析を行い(※)、解析結果についても速やかに関係する自治体に共有します。オミクロン株であることが判明した場合、ゲノム解析で判定不能の場合には、機内濃厚接触者は宿泊施設における滞在を継続ください。オミクロン株以外の系統であると判明した場合には、機内濃厚接触者は宿泊施設での待機が解除になります。

(※)ゲノム解析には、数日を要するため、ご連絡まで時間がかかることがあります。

Q15. オミクロン株の陽性者の濃厚接触者として健康フォローアップ期間中にコロナ陽性となり、ゲノム解析の結果デルタ株でした。どのように対応すればよいでしょうか。

オミクロン株とデルタ株の共感染のリスクについては不明であり、デルタ株の感染者としての入院等の感染管理とオミクロン株の濃厚接触者として、最終曝露日からの14日間の健康フォローアップの双方が必要となります。デルタ株としての退院基準とオミクロン株の濃厚接触者としてのフォローアップのいずれか遅い方が到達する

時点及びその 2 日目の 2 回の PCR 検査を実施してください。いずれも陰性である場合、または陽性となってもいずれの Ct 値も十分に高く（目安として Ct 値が 32 以上）低下傾向がない場合にはデルタ株の PCR の陽性持続例としてフォローアップの終了が可能です。PCR 結果の結果が陽性で、Ct 値が低い場合や低下傾向を認める場合には、オミクロン株への感染の可能性が否定できないため、追加のゲノム解析を実施してください。

Q16. オミクロン株の濃厚接触者として宿泊療養等を要請している者について、入学試験を受験する場合の外出を認めてもよいか。

「令和 4 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に基づく対応をするなど、適切な管理が実施できている会場等であれば、外出を認めて差し支えない。

（参考）「令和 4 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」

<https://www.mext.go.jp/nyushi/>

Q17. 入院中のオミクロン株患者について、重症化の恐れが低くなった場合等に、宿泊療養や自宅療養に移行してもよいか。

これまでもお示ししてきたとおり、感染症法に基づく入院及び自宅療養・宿泊療養においては、退院基準・療養解除基準を満たす以前でも、入院患者が医師に入院治療の必要ない軽症であると判断された場合等には、転院のみならず自宅療養・宿泊療養に移っていただいで必要に応じて適切な健康管理を行っていくことで対応することは可能です。反対に、自宅療養・宿泊療養中の患者について、必要に応じて自宅療養・宿泊療養から入院に移っていただくことも可能です。

（参考）「入院から自宅療養・宿泊療養への移行等について（周知）」（令和 3 年 8 月 2 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

Q18. 有症状の患者自らが実施した抗原定性検査キットの結果に基づき、医師が遠隔診療等で確定診断を行い、感染症法に基づく届出を行うこととして良いか。

医師が、患者の症状や周囲の感染状況及び当該検査の有効性なども踏まえて、情報通信機器の画面から当該検査結果を確認すること等により、改めて検査を実施することなく、新型コロナウイルス感染症と診断し、届出を行うことは差し支えありません。

※上記の対応に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」を参照。

※なお、抗原定性検査キットについては、「「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」について」（令和 3 年 10 月 1 日事務連絡）において、「無症状者

への確定診断としての使用は推奨されないものの、検査機器の設置が不要でその場で簡便かつ迅速に検査結果が判明するものであり、有症状者に対する検査や、PCR検査又は抗原定量検査による実施が困難な場合における高齢者施設等でのスクリーニングに使用するものとされており、「例えば、インフルエンザ流行期における発熱患者等への検査の場面など、地域のかかりつけ医や診療・検査医療機関においては、迅速・スムーズな診断・治療につなげるべく、実情を踏まえて、抗原検査キットの積極的な活用を検討すること」とされていることを踏まえ、必要に応じ活用を検討ください。

Q19. オミクロン株が市中感染の状況となり、患者数が急増のため保健所業務がひっ迫し、濃厚接触者の把握によるクラスターの連鎖を防ぐことが困難な状況下にある。例えば、地域の感染状況に応じて、同居家族の把握や、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い人（高齢者、基礎疾患を有する者、特にワクチン未接種者）の中で濃厚接触者に該当する人がいないかを優先して把握を行うなど柔軟な対応で差し支えないか。

オミクロン株の感染が拡大、患者数が急増したことにより保健所業務がひっ迫している場合には、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が確定又は L452R 変異株 PCR 検査陰性が確認された患者に係る濃厚接触者等の取扱いについて」（令和3年12月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）にかかわらず、例えば同居家族の把握や、重症化リスクの高い人の中で濃厚接触者に該当する人がいないかを優先して把握を行うなど、地域において柔軟に対応いただくことは差し支えありません。但し、対応可能な状況になった場合は再び従来の濃厚接触者調査に戻すこととしてください。

Q20. 令和4年1月14日の改正による濃厚接触者の待機期間の見直し（14日から10日への短縮等）やワクチン未接種者に係る退院・療養基準の見直しについて、令和4年1月14日時点で濃厚接触者や入院・療養中である者に適用することは可能か。

差し支えありません。

Q21. ゲノム解析の結果デルタ株であることが確定した者、L452R 変異株 PCR 陽性である者の濃厚接触者、デルタ株であると疑うに足る正当な理由のある濃厚接触者については、引き続き14日間の待機を求めることとしてよいか。

ご認識のとおりです。また、変異株 PCR の陰性率が70%以上である自治体については、検査陽性者をオミクロン株患者とみなしてご対応していただいておりますが、ゲノム解析の結果デルタ株であることが確定した者、L452R 変異株 PCR 陽性である者の濃厚接触者、デルタ株であると疑うに足る正当な理由のある濃厚接触者については、14日間の待機を求めていただくようお願いします。

Q22. オミクロン株の濃厚接触者について、社会機能維持者として、陽性者との接触等から 10 日を待たずに検査が陰性であった場合に待機を解除する場合には、健康観察は待機の解除とともに終了してよいか。

ご認識のとおりです。

Q23. 「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(令和3年8月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)と、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)4の<濃厚接触者の取扱い>の関係如何。医療従事者である濃厚接触者については、両事務連絡の適用が可能となるのか。

差し支えありません。濃厚接触者である医療従事者については、「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(令和3年8月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)により、ワクチンを2回接種済みであること、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者であることや毎日業務前の検査での陰性確認などの要件を満たせば、濃厚接触者の待機期間中であっても、不要不急の外出に当たらずに医療に従事することができます。

また、当該濃厚接触者である医療従事者がオミクロン株の濃厚接触者である場合は、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)4の<濃厚接触者の取扱い>に沿って、社会機能維持者として、事業者において6日目(抗原定性検査キットの場合は、6日目、7日目)に核酸検出検査又は抗原定量検査による自費検査を行うことで、10日を待たずに検査が陰性であった場合に、待機を解除することが可能です。

Q24. 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)4の<濃厚接触者の取扱い>における自費検査の費用について、都道府県単独事業として当該費用助成を行った場合には、地方創生臨時交付金(地方単独事業分)の対象となるか。

対象となります。

令和4年1月28日

郡市区医師会長 様

大阪府医師会長
茂松 茂人
(公印省略)

大阪府医師会・外来医療モニタリング協力機関選定のお願い

平素は本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、貴会ならびに会員医療機関のご協力に改めて御礼申し上げます。

ご存知の通り、オミクロン株による新型コロナウイルスの感染が急増しています。大阪府内でも多数の陽性者を確認するに至っており、各医療機関では過去に例を見ない程、多忙を極めながら、通常診療・新型コロナ患者にご対応いただいております。

さて、本年1月24日に厚生労働省から発出された事務連絡（新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について）において、「外来医療のひっ迫が想定される場合」における対応等が記載されていますが、逼迫度についての明確な指針は現時点で存在しません。

そのため、会員医療機関のご協力を得、本会独自に外来医療のひっ迫状況を把握するためのモニタリング実施することといたしました。

具体的には下記（別添）の通りであります。貴会会員より3医療機関をご選定の上、本調査にご協力をお願いし、ご依頼申し上げます（2月4日回報〆切）

公務ご多忙の折柄誠に恐れ入りますが、事情をご賢察の上、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・アンケート名：大阪府医師会・外来医療モニタリング（外来医療ひっ迫状況把握）
- ・回答対象：貴会会員医療機関（3か所）回答〆切は、2月4日（金）
調査協力機関をご選定の上、回答票の送付をお願い申し上げます。
*原則、診療・検査医療機関で、かつコロナワクチン個別接種を実施していただいている医療機関
- ・問い合わせ先：大阪府医師会地域医療1課（TEL：06-6763-7012）
- ・回答方法：府医から選定の医療機関宛に回答フォームを送付し、WEBにて回答。
午前診察終了後午後2時までに回答⇒午後4時頃に指標を本会HP掲載予定。

大阪府医師会・新型コロナ外来医療モニタリング（WEB形式）

（外来医療ひっ迫状況把握）

実施要領

1. 調査目的

府内会員医療機関における外来対応の逼迫度（患者対応数、検査対応数、ワクチン接種数等）を日々報告してもらい、外来医療の現状を指標化することを目的とする。

2. 調査対象

調査対象：大阪府内 57 医師会より 3 機関を推薦

3. 調査内容

別添項目参照

*実数報告ではなく、実数に基づいた割合等で選択形式で回答

4. 実施方法

- WEB 形式（別添回答フォーム参考）
- 協力機関へ本会より事前にアンケートフォームを送信し、回答してもらう形式（午前診察終了後に回答してもらう）

5. 問い合わせ先

大阪府医師会地域医療 1 課（TEL：06-6763-7012）

● 回報先：各医師会⇒大阪府医師会・地域医療1課 (chiikiiryoy1@po.osaka.med.or.jp)

《新型コロナウイルス感染症 外来医療モニタリング協力機関 回答票》

医師会名)				
医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	PCアドレス

●デモ版・新型コロナ外来医療モニタリング

(外来医療ひっ迫状況把握)

- ・以下のQRコードからアクセスをお願いします。
- ・会長会議時、PPTデータでも映写いたします。



大阪市立高等学校等の大阪府移管後の学校医の配置体制等について

○移管に向けたこれまでの動き

*別紙資料：大阪市立の高等学校等移管計画

○市立高等学校での学校医（学校三師）の配置体制等について

府移管の移行措置として、現在の市立高等学校での学校三師の配置体制を維持。

*但し、市立高等学校での学校医（眼科医）・学校医（耳鼻咽喉科医）については、令和4年度から令和6年度までの3年間とし、令和7年度以降は府の制度（応援医師による配置）に移行。

報酬額、設置要綱・職務、マニュアル等については、府の制度に準拠。

*月額報酬 40,160円（生徒人数、診療科問わず均一）

*報酬の支給 学校で執務記録を確認し、事務手続きの後、翌月10日に支給

○府立高等学校での眼科医・耳鼻咽喉科医について

令和4年度から定期健康診断時に専門医（応援医師）として眼科医・耳鼻咽喉科医を派遣。

*高等学校に眼科医・耳鼻咽喉科医をそれぞれ派遣し、対象を絞って健診を実施予定

*1校につき眼科医・耳鼻咽喉科医をそれぞれ2回派遣

*報酬は1回の執務につき25,000円

*事前確認の健康診断票や実施方法については、府教育庁からひな形等を提供

1. 移管の対象と時期

- 大阪市立の高等学校等については、令和4年4月に大阪府へ移管するものとする。
- 市立高等学校の再編整備の方向性については、「3. 再編整備の方向性」とおりとする。
- デザイン教育研究所については、移管対象とせず大阪市で運営を継続する。

2. 移管に関する対応方針

項目		方針
財政	資産・負債	<ul style="list-style-type: none"> ○土地、建物、工作物及び備品等については、大阪市より大阪府に対して無償譲渡する。（移管する施設等については、府立学校の運営に必要なものは移管しない。なお、移管時点で工事中の学校については、大阪市における工事終了後、すみやかに無償譲渡を行う。） ○現在の南高等学校、西高等学校の土地・建物は無償譲渡の対象外とする。 ○移管後の起債償還費については、大阪府において負担する。
	施設整備費等	<ul style="list-style-type: none"> ○移管に係る初期費用については大阪府において負担する。 ○移管までに実施する必要がある施設設備整備等については、大阪市が実施する。 ○移管後、建替え等に係る経費については、大阪府において負担する。
	移管後の学校運営に係る経費	○大阪府において負担する。
教育内容等	学校運営	○大阪府立学校条例に基づいて運営する。
	移管後の学校名	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年4月開校予定の新高等学校（扇町総合高等学校、南高等学校、西高等学校の統合校）の校名は、桜和高等学校に決定。 ○大阪市立高等学校（所在地：枚方市）の校名については、大阪府立いちりつ高等学校とする。 ○上記以外の学校については、基本的に現在の校名とするが、学科改編等により変更の必要が生じた場合は、府において決定する。
	教育課程等	○「3. 再編整備の方向性」とおりとする。
	大阪市で行ってきた事業	○大阪市で行ってきた事業については、府の類似事業の活用も検討のうえ、原則、府において実施する。
組織、人員	教員配置	○大阪府の配置基準に基づき、教職員を配置する。
	退職手当	○移管時点における標準法の定数内教職員の退職手当に係る財源については、大阪府において負担する。
	サービス／研修／健康管理／給与・旅費	○大阪府の基準を適用する。
	その他移管に向けた調整	○円滑な移管に向け、引き続き協議が必要な項目については、府市協力して必要な課題解決を行う。

3. 再編整備の方向性

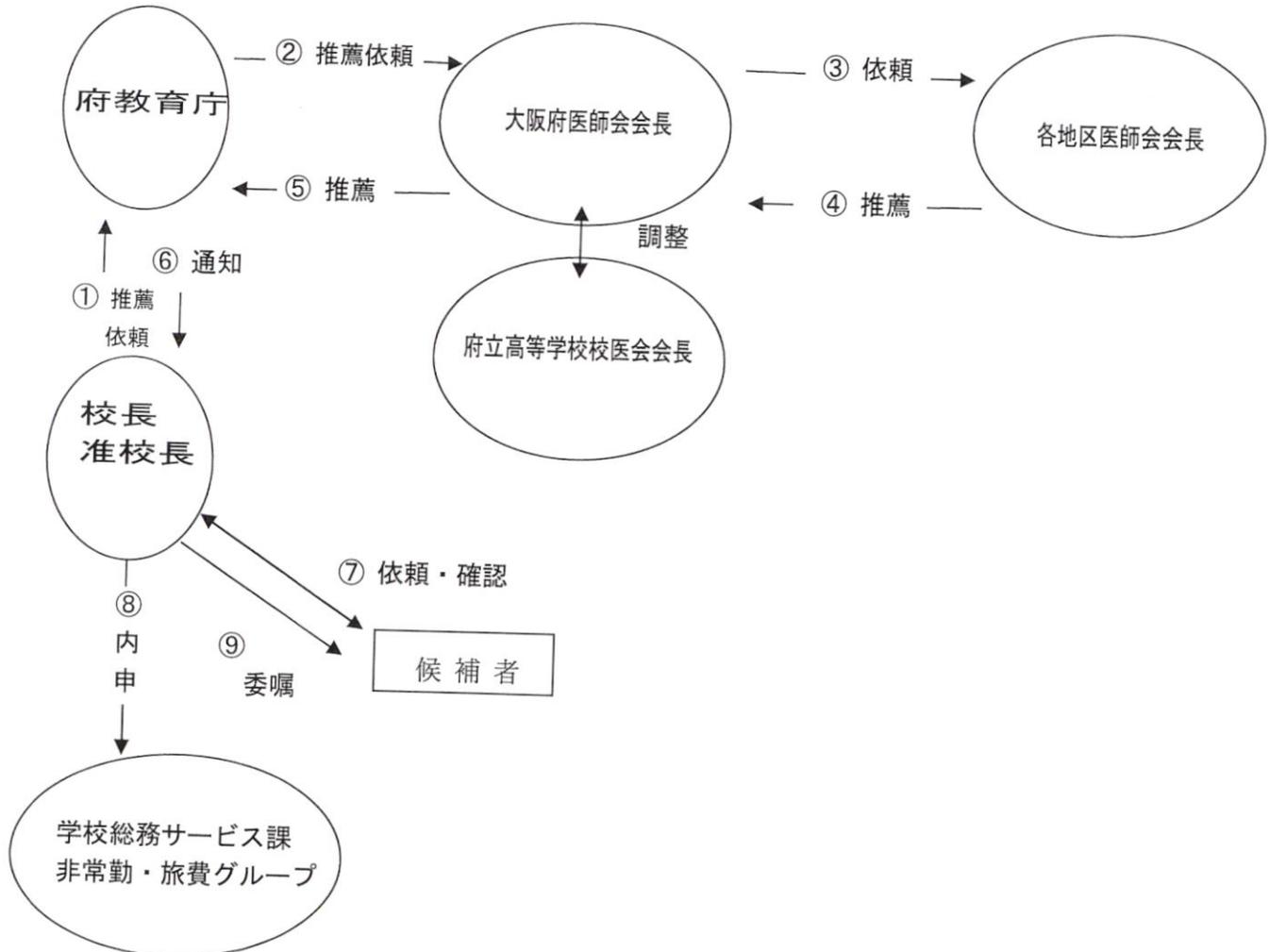
種類	学校名	所在地	検討状況
普通科系	桜宮	都島区毛馬町	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的に現状のまま令和4年4月に移管する。 ○東高等学校、大阪市立高等学校の英語科、理数科については、移管後に、府立における専門学科との整合性を検討する。 ○汎愛高等学校の武道科については、令和4年度から体育科と武道科を一本化し、体育科「体育コース（仮称）」「武道コース（仮称）」としてこれまでの教育内容を継承・発展させる。 ○令和4年度に2・3年生が在籍する南高等学校、西高等学校、扇町総合高等学校については現状のまま移管後、令和6年3月に閉校する（予定）。 <ul style="list-style-type: none"> ・南高等学校、西高等学校、扇町総合高等学校は令和4年4月の桜和高等学校設置に合わせて、令和4年度選抜から募集停止する。 ・南高等学校、西高等学校は令和3年度末まで現在の校地・校舎を利用する。令和4年4月からは扇町総合高等学校の校地・校舎を活用し、桜和高等学校と南・西・扇町総合高等学校を併置する（令和5年度末まで）。
	東	都島区東野田町	
	大阪市立	枚方市	
	汎愛	鶴見区今津中	
	南	中央区谷町	
	西	西区北堀江	
	扇町総合	北区松ヶ枝町	
商業系	大阪ビジネスフロンティア	天王寺区烏ヶ辻	<ul style="list-style-type: none"> ○現4校を令和4年4月に移管するが、ここ数年の志願状況を踏まえ、以下のとおり各校の魅力化を図る。 <p>【大阪ビジネスフロンティア】 高度なビジネス系資格に挑戦するとともに、より高い英語運用能力の習得をめざし、より進学に特化した商業高校をめざす。</p> <p>【淀商業】 地域に密着した教育活動（地域ボランティア等）について魅力化を図る。</p> <p>【鶴見商業】 産業界・地域コミュニティとの連携を推進することにより、商品開発等に関する教育活動について魅力化を図る。</p> <p>【住吉商業】 キャリア教育をより充実させるとともに、地域観光資源を活用することにより、観光ビジネスに関する教育活動について魅力化を図る。</p>
	淀商業	西淀川区野里	
	鶴見商業	鶴見区緑	
	住吉商業	住之江区御崎	
工業系	都島工業	都島区善源寺町	<ul style="list-style-type: none"> ・都島工業については、全学科（系）からでも進学可能な学校として、教育内容をさらに充実・発展させ、魅力化を図る。また、現状のまま移管するが、移管後、早い時期に総合募集制に改編する。 ・泉尾工業、東淀工業、生野工業については、再編整備の対象校とし、移管後、新工業系高校を開設する。新工業系高校の開設時期及び3校の募集停止の時期については今後検討する。 ・工芸については、現状のまま移管する。
	泉尾工業	大正区泉尾	
	東淀工業	淀川区加島	
	生野工業	生野区生野東	
	工芸	阿倍野区文の里	

中高一貫	咲くやこの花	此花区西九条	○現状のまま令和4年4月に移管する。令和4年度選抜より、中学校の通学区域については府内全域とする。
	水都国際	住之江区南港中	
昼夜間 単位制	中央	中央区釣鐘町	○現状のまま令和4年4月に移管する。
夜間 定時制	都島第二工業	都島区善源寺町	○令和4年度入学生から、都島第二工業は都島工業定時制課程総合学科、第二工芸は工芸定時制課程総合学科とし、それぞれ都島工業全日制課程、工芸全日制課程と併置する。 ○令和4年度選抜より、都島第二工業及び第二工芸は募集停止し、令和6年度末に閉校する（予定）。
	第二工芸	阿倍野区文の里	

学校医の専任手続き

市：校長から地区医師会会長へ依頼をし、地区医師会から後任の推薦をいただく。
府：下記のフロー図で専任手続きを行います。

<選任手続きの手順>



手順について

- ① 校長・准校長は、府教育庁に直ちに、後任の推薦について依頼する。
その際、推薦者について希望があれば申し添える。
- ② 府教育庁から大阪府医師会会長に推薦を依頼
- ③ 大阪府医師会会長から当該地区医師会会長に推薦を依頼
- ④ 当該地区医師会会長から大阪府医師会会長に候補者を推薦
(候補者について、大阪府医師会会長は、府立高等学校校医会会長と調整)
- ⑤ 大阪府医師会会長・府立高等学校校医会会長の連名で府教育庁に候補者を推薦
- ⑥ 府教育庁から校長・准校長に候補者について通知
- ⑦ 校長・准校長は、候補者に依頼、職務内容等について確認し、「学校医等委嘱確認書」を交わし、必要書類(当該免許写し、履歴書)を整備。
- ⑧ 校長・准校長は、学校総務サービス課(非常勤・旅費グループ)に学校医・産業医の委嘱を内申
- ⑨ 校長・准校長は、学校総務サービス課の決裁後、SSCシステムで委嘱状をプリントアウトし、(継続者含む)委嘱状を当該学校医・産業医に交付



第31回 日本医学会総会 2023 東京

ビッグデータが拓く未来の医学と医療
～豊かな人生100年時代を求めて～

参加登録開始

2022年2月1日(火)より受付開始!

*早期事前参加登録期間 2022年2月1日(火)～10月31日(月)

会期

(学術集会) 2023年4月21日(金)～23日(日)

(学術展示) 2023年4月20日(木)～23日(日)

(博覧会) 2023年4月15日(土)～23日(日)

会場

東京国際フォーラム および
丸の内・有楽町エリア

会頭

春日 雅人 朝日生命成人病研究所 所長
国立国際医療研究センター 名誉理事長

主催機関

1 主催 日本医学会
2 実行機関 第31回日本医学会総会
3 主務機関
東京大学医学部、東京医科歯科大学医学部、慶應義塾大学医学部、
東京慈恵会医科大学、順天堂大学医学部、杏林大学医学部、昭和大学医学部、
帝京大学医学部、東京医科大学、東京女子医科大学、東邦大学医学部、
日本大学医学部、日本医科大学、国立がん研究センター、
国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、
国立成育医療研究センター、東京都医師会

事務局

〒113-8655 東京都文京区本郷7-3-1
東京大学医学部附属病院 中央診療棟2(8F)
TEL|03-5800-8971 FAX|03-5800-6412
E-mail|office@isoukai2023.jp

<http://isoukai2023.jp/>

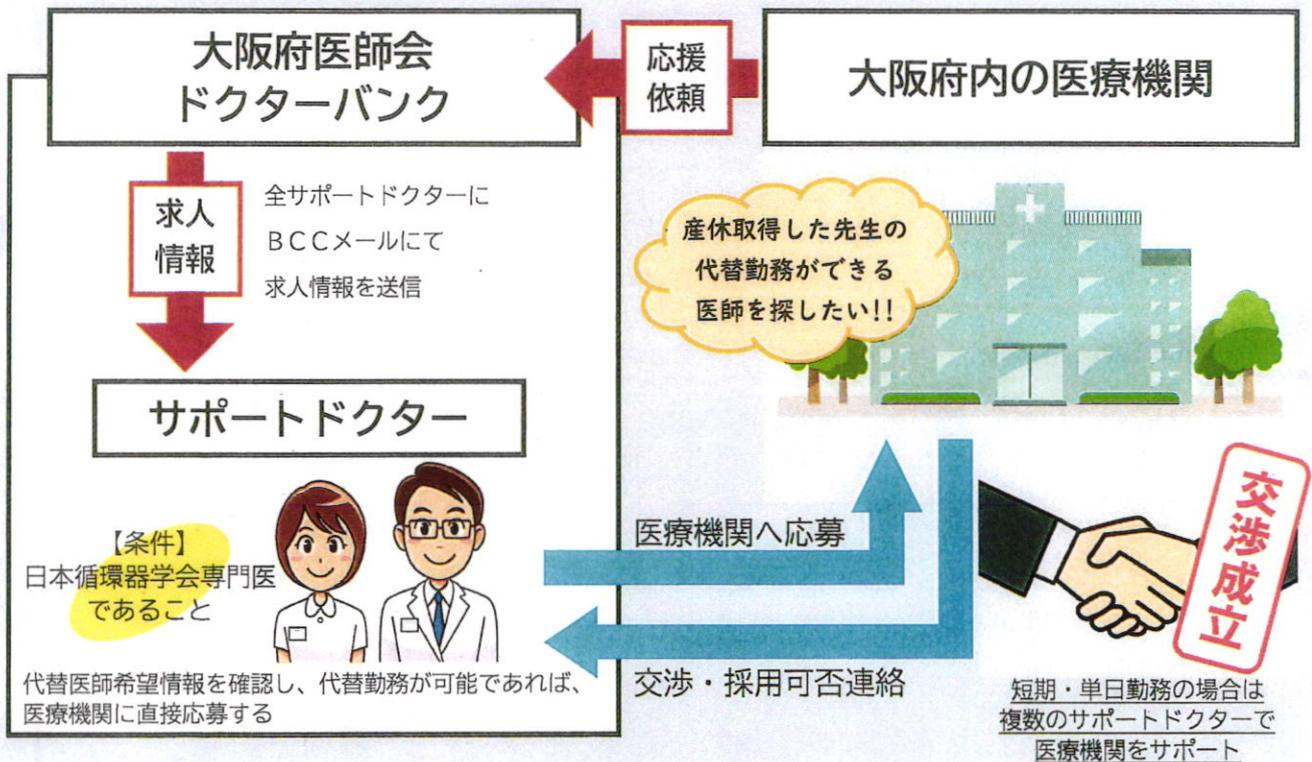


産休・育休中の代替医師を確保するための運用システム

ハートドクター・サポーター制度 in 大阪

大阪府医師会では、女性医師が安心して産休・育休を取得でき、休職中も同僚医師への過重な負担、医療提供体制の縮小をきたすことのないよう「産休・育休中の代替医師を確保するための運用システム」を立ち上げました。

workflow



会員医療機関*1において、産休もしくは育休を取得する医師の代替医師を探したいという希望があれば、「登録票」に必要事項を記載の上、大阪府医師会ドクターバンクに提出

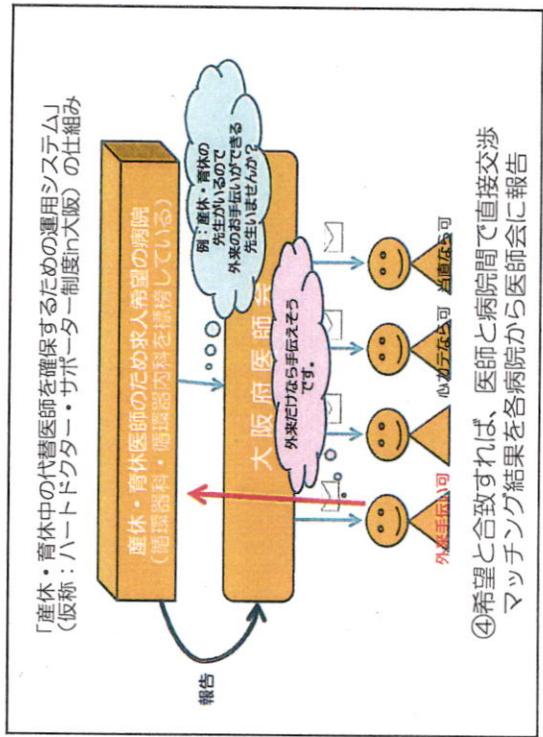
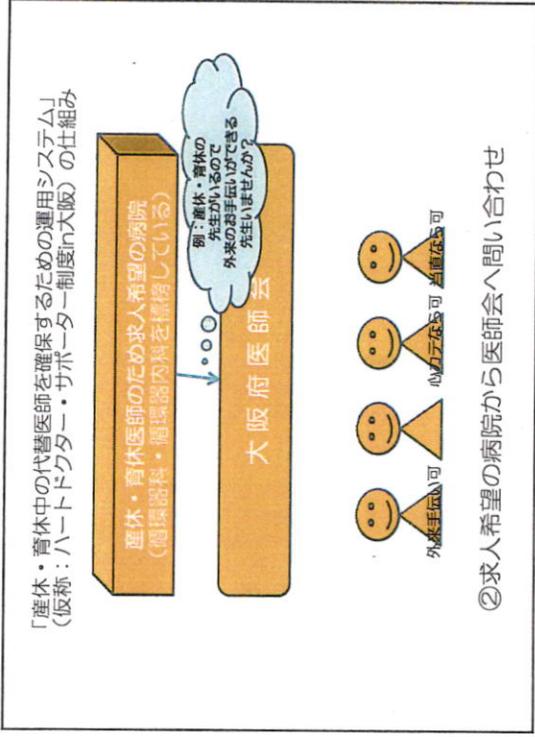
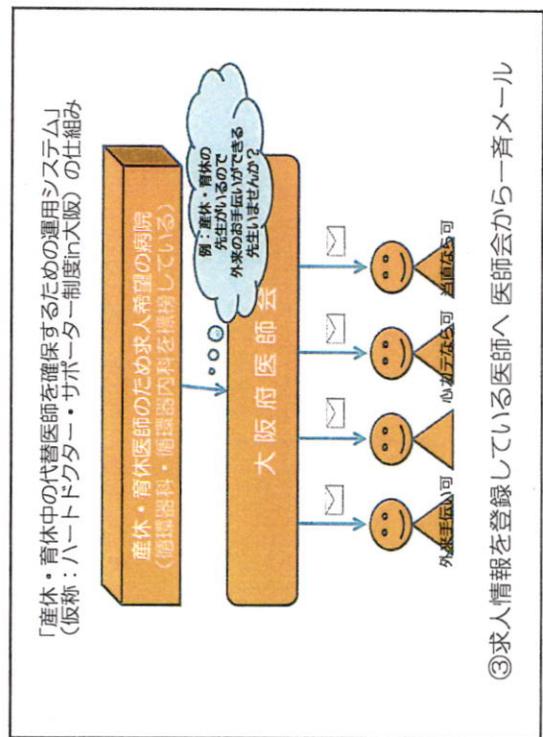
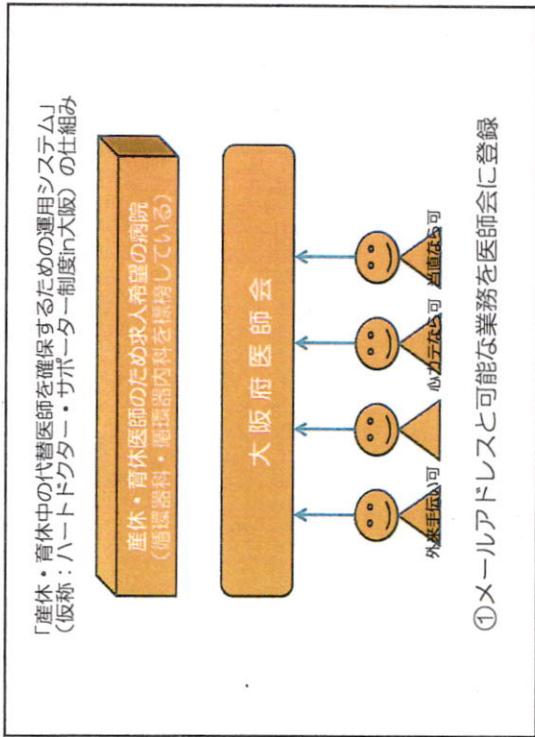
医療機関からの求人情報をドクターバンク「ハートドクター・サポーター制度in大阪」に登録するサポートドクターにBCC*2メールにて一斉送信

サポートドクターは求人情報を確認し、サポート可能な医療機関があれば応募

医療機関とサポートドクターが直接交渉し、採否を決定

交渉が成立すれば、医療機関より大阪府医師会へ報告し、登録情報を取り下げ

*1 施設長が大阪府医師会会員であること *2 Blind Carbon Copyの略



(応援医師用 様式1)



受付番号	受付年月日
第 号	令和 年 月 日

ドクター・サポーター制度 in 大阪

登録申込票 (循環器内科・サポートドクター用)

一般社団法人 大阪府医師会

「ドクター・サポーター制度 in 大阪」 御中

貴会「ドクター・サポーター制度 in 大阪」の規定を遵守し、参加登録を申し込みます。

令和 年 月 日

フリガナ			
氏 名	④		
生年月日	昭和 平成	年 月 日生	年 齢 歳
連絡先	TEL: ()	FAX: ()	
	メールアドレス:		
勤務先医療機関名			
現・勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 (週 ~ 日、 ~ 時間) <input type="checkbox"/> 勤務していない <input type="checkbox"/> その他 ()		
所属学会	<input type="checkbox"/> 日本循環器学会 <input type="checkbox"/> その他 ()		
専門医資格	循環器専門医	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	その他	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
所属医師会	<input type="checkbox"/> 郡市区等医師会 (医師会) <input type="checkbox"/> 大阪府医師会 <input type="checkbox"/> 日本医師会 <input type="checkbox"/> 未入会		
代替可能な業務	<input type="checkbox"/> 外来診療 <input type="checkbox"/> 病棟患者対応 <input type="checkbox"/> 休日日直 <input type="checkbox"/> 宿直当直 <input type="checkbox"/> 夜間救急カテーテル検査・治療 <input type="checkbox"/> 時間内のカテーテル検査・治療 <input type="checkbox"/> 心エコー、経食道エコー、心臓CT等の画像検査業務 <input type="checkbox"/> 運動負荷心電図等の負荷検査業務 <input type="checkbox"/> その他 ()		
備考欄			

(医療機関用 様式1)



受付番号	受付年月日
第 号	令和 年 月 日

ドクター・サポーター制度 in 大阪 登録申込票 (循環器内科・医療機関用)

一般社団法人 大阪府医師会

「ドクター・サポーター制度 in 大阪」 御中

貴会「ドクター・サポーター制度 in 大阪」の規定を遵守し、応援医師を募集します。

令和 年 月 日

医療機関名			
フリガナ		フリガナ	
開設者氏名		管理者氏名	
住 所	〒		都 道 市 区 府 県 町 村
	TEL: ()		FAX: ()
	フリガナ		
担 当 者 連 絡 先	氏 名	①	
	所属部署		
	メールアドレス		
	病床数		
循環器内科医師数			常勤 () 名 / 非常勤 () 名 / レジデント () 名
各種保険加入有無			<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
宿泊施設等の有無			<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
交通機関			

→裏面に続く

【応援医師希望依頼に関する内容】

雇用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
求人人数	名
勤務形態	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 当直 <input type="checkbox"/> その他 ()
勤務時間	(AM ・ PM) 時 分 ~ (AM ・ PM) 時 分 ()
	(AM ・ PM) 時 分 ~ (AM ・ PM) 時 分 ()
	(AM ・ PM) 時 分 ~ (AM ・ PM) 時 分 ()
希望経験年数	<input type="checkbox"/> 希望有 () 年以上 <input type="checkbox"/> 不問
業務内容	1. 外来 (一般 ・ 救急) 2. 病棟 () 3. 休日日直 () 4. 宿直当直 () 5. カテーテル業務 () (1) 夜間救急カテーテル治療に術者 () (2) 時間内 () (3) カテーテル治療に術者応援 (時間内 ・ 時間外) 6. 画像検査業務 () (1) 心エコー (2) 経食道エコー (3) 心臓CT 7. その他 []
必要な経験・知識・技能等	1. 必須 2. あれば尚可 3. 不問 } []
診療時のバックアップ体制	
待遇等	
備考欄	

2月の行事・会合日程

1日(火)	2時	理事会
2日(水)	1時45分	(看)運営会議[府医看護専門学校] (産)常任委員会(書面開催)
3日(木)	2時	政策検討理事会
	2時	大阪マラソンにおける救護所出務医師への説明会
	2時	令和3年度堺市保健医療協議会(本協議会)[堺市民芸術文化ホール]
	2時30分	令和3年度「家族計画・母体保護法指導者講習会」伝達講習会
4日(金)	2時	健康問題相談
	2時	介護・高齢者福祉委員会
5日(土)	AM9時	第62回泉州二次救命処置コース [りんくう総合医療センター大阪府泉州救命救急センター]
	2時30分	第4回周産期医療研修会
	3時	住宅と健康に関するオンライン学習会[Web開催]
6日(日)	AM11時	第76回清恵会病院二次救命処置コース[清恵会病院]
7日(月)	2時	令和3年度第3回労災医療研修会
	2時	令和3年度三島保健医療協議会(テレビ会議)
8日(火)	2時	理事会
	5時	(勤)常任委員会
	6時	令和3年勤務医部会研修会
	時間未定	令和3年度南河内保健医療協議会[南河内府民センター]

17日 (木)	2時	法律相談
	2時	医療情報委員会
	2時	医業経営委員会
	2時	学術講演会(臨床検査シリーズ)
	3時	令和3年度第2回眼科(土曜・休日)二次後送病院ローテーション会議
	6時	治験審査委員会
18日 (金)	AM10時30分	郡市区等医師会事務連絡会
19日 (土)	AM9時	第18回城山病院 I C L S コース[城山病院]
	12時	第47回星ヶ丘医療センター二次救命処置コース[星ヶ丘医療センター]
	2時	第2回認知症サポート医フォローアップ研修
20日 (日)		
21日 (月)	2時	大阪市医師会連合会正副会長会
	2時	令和3年度北河内保健医療協議会[場所未定]
	2時	令和3年度第2回中河内救命救急センター指定管理者評価委員会 [場所未定]
	2時30分	大阪市医師会連合会委員会
22日 (火)	2時	理事会
	5時	(勤)常任委員会
23日 (水)		(天 皇 誕 生 日)

- 24日（木） 1時30分 大阪市地域検証会議[大阪市消防局]
 2時 学校保健対策委員会
 2時 学術講演会(感染症シリーズ)
 2時 豊能地域検証会議[大阪府済生会千里病院]
 2時 令和3年度泉州保健医療協議会[場所未定]
 5時30分 周産期医療委員会(W e b開催)
 6時 (勤)第1・2・3・4ブロック合同懇談会
 調査委員会(ハイブリッド開催)
- 25日（金） 2時 郡市区等医師会長協議会
 2時 広報委員会
- 26日（土） 2時 東大阪市・第9回多職種連携研修会全体会(W e b開催)
 2時 第1・第2ブロック医師の働き方改革(男女共同参画事業)講演会
 [大阪医科薬科大学]
 (休 館 日)
- 27日（日） AM9時 第10回大阪マラソン・第77回びわ湖毎日マラソン統合大会
 [大阪府庁前～大阪城公園]
- 28日（月） ~~1時30分~~ ~~指定前講習会・近畿厚生局集団指導~~ **【中止】**
 1時45分 (看)運営会議[府医看護専門学校]
 2時 環境保健・健康づくり推進委員会
 2時 救急・災害医療部「委員会」(W e b開催)